

公益社団法人岐阜県食品衛生協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岐阜県食品衛生協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、県内の食品衛生協会と連携を図り、飲食に起因する中毒、感染症その他の危害の発生を防止するための諸事業を行うとともに、食品等事業者への衛生管理指導並びに消費者へ食品衛生知識の向上のための普及啓発を行い、もって公衆衛生の向上と健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生指導員による自主衛生管理事業の推進
- (2) 食品衛生の向上に関する指導、助言及び相談事業
- (3) 食品衛生関係法令等に準拠した講習会に関する事業
- (4) 食品衛生の向上に必要な人材育成に関する事業
- (5) 食品等事業者並びに消費者に対する食品衛生思想の普及啓発に関する事業
- (6) 食品、使用水、検便等の検査に関する事業
- (7) 食品衛生の向上に関する顕彰
- (8) その他、各号に掲げる公益目的事業を達成するために必要な事業

2 本協会は前項の公益目的事業の推進に資するため、次の共益事業及び収益事業を行う。

- (1) 食品営業賠償共済その他会員の福利厚生に関する事業
- (2) 関連物品の販売
- (3) その他前項に関連する収益事業

3 前2項に掲げる事業は、岐阜県内において行うものとする。

第3章 会員及び代議員

(法人の構成員)

第5条 本協会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 岐阜県内に営業所又は事業所を有し、食品衛生法に基づく営業許可を取得した者並びに営業の届出をした者で、この会の趣旨に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 正会員となる資格のない者で、この会の趣旨に賛同して入会した個人又は団体

2 本協会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員は、概ね正会員200人の中から、1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行

うために必要な細則は理事会において定める。

- 4 代議員は、正会員の中から選挙する。正会員は、代議員選挙に立候補することができる。
 - 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 6 第3項の代議員選挙は4年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に行われる代議員選挙終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 代議員が責任追及の訴え、総会決議取り消しの訴え等法人法に規定する訴権を行使している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員の地位を失わない。
 - 8 代議員が欠けた場合又は欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
 - 9 前項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本協会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
 - 11 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。
（会員の資格の取得）
- 第6条 本協会に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
（会費の負担）
- 第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
（退会）
- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
（除名）
- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該総会の1週間前までに理由を附して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により、その資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は定時総会として毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した理事又は社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事又は社員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない社員は、理事又は他の社員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合において当該社員は、代理権を証明する書面（以下「委任状」という。）をあらかじめ本協会に提出しなければならない。

2 前項に規定する委任状を提出した場合において、当該社員は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内
- (2) 監事3名

2 理事のうち1名を会長、3名以上5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) 本協会の業務及び財産状況を監査する。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べる。
 - (4) その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（顧問）

第28条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は食品衛生についての高度な知識及び経験のある者の中から、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（損害賠償責任の免除）

第29条 本協会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、

法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 本協会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が理事会に欠席した場合は、この限りではない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した議長及び監事は、議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （公益目的取得財産残額の算定）
- 第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

（解散）

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

（剰余金の処分制限）

第42条 本協会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 46 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(帳簿及び書類)

第 47 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 代議員名簿

(3) 役員及び職員名簿

(4) 総会で議決権の行使がなされた場合の議決権行使書

(5) 定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類

(6) 会計帳簿

(7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書

(8) 監査報告書

(9) その他法令で定める書類

第 11 章 雑則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第 49 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立の登記日現在の役員は、次に掲げる者とする。

理事	北野茂樹	丹羽栄守	嶋内龍男	大野邦博	山田 彰
	縄田政清	高井和夫	池田喜八郎	佐合重光	前田僚之
	神田哲夫	洲岬孝雄	伊藤光行	海野一美	三島 勲
	端下 忠	長谷川孝明			

監事 馬場文親 近藤光章 堀 三三男

3 この法人の最初の代表理事は、北野茂樹とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。